

野菜価格安定対策事業を利用している生産者の皆様へ  
 〔収入保険への加入を検討される際の注意点について〕



## Point



○ 一部の野菜価格安定対策事業と収入保険は  
同時利用できません。

## Point



○ 収入保険へ加入される際には、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に  
書面で申告してください。

連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れなくなる場合があります。

## Point



○ ご自身がどの野菜価格安定対策事業に加入しているか、ご不明な場合には、JA又は登録出荷団体にご確認ください。

## 【同時利用の可否に関する早見表】

野菜価格安定対策事業の事業名		収入保険との同時利用
指定野菜価格安定対策事業 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		×
契約指定野菜安定供給事業 契約特定野菜等安定供給促進事業	価格低落タイプ	×
	出荷調整・数量確保タイプ	○
契約野菜収入確保モデル事業	収入補填タイプ	×
	出荷促進タイプ	○
	数量確保タイプ	— (生産者は対象ではない)
緊急需給調整事業		○

※ 都道府県で独自に実施されている類似する事業の同時利用の可否については、各都道府県の判断によります。